

令和7(2025)年度 栃木県食品衛生監視指導計画の概要

食品等事業者に対する監視指導や流通食品の検査、消費者等との情報共有及び意見交換等を効果的かつ効率的に実施することで、食品等の安全性を確保し、県民の健康の保護を図るため、食品衛生法第24条の規定に基づき策定するもの



- **対象地域**：栃木県内（宇都宮市を除く）
- **実施期間**：令和7(2025)年4月1日～令和8(2026)年3月31日
- **実施機関**：保健福祉部医薬・生活衛生課、健康福祉センター（7か所）、保健環境センター、食肉衛生検査所

1 監視指導の実施に関する事項(P.4～9)

□ 営業施設への立入検査に関する事項

- ・業種ごとの危害度、施設に応じたHACCPの衛生管理水準等を勘案して監視指導の重要度が高い順にA～Fの区分に分類し、年間立入回数を設定した上で、食中毒発生状況や食品の特性を踏まえた効果的な監視指導の実施
- ・食肉の輸出認定に係る監視指導、HACCPシステム等の検証の実施

□ 一般監視指導事項

- ・営業許可施設、営業届出施設、と畜場等を対象とした関係法令に基づく施設設備、衛生管理、食品表示等に係る監視指導の実施

□ 重点監視指導事項

- HACCPに沿った衛生管理の定着促進に関する事項
 - ・HACCPに基づく衛生管理を実施する施設に対するHACCPの取組を確実に定着させるための監視指導の実施
 - ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施する施設に対する立入検査の機会等に、HACCPの取組状況等を確認するための点検表等を活用した指導の実施
 - ・(公社)栃木県食品衛生協会等関係団体との連携によるHACCPに沿った衛生管理の定着促進
- 食中毒予防対策に関する事項
 - ・ウイルス、細菌、寄生虫、自然毒等による食中毒発生防止のための監視指導及び普及啓発の実施
- イベントの開催に伴い提供される食品の衛生管理に関する事項
 - ・各種大規模イベント開催に伴う、食品を提供する関連施設に対する重点的な監視指導の実施
- 食品表示に関する事項
 - ・食品表示に関する関係部局・機関との連携による監視指導の実施による食品表示の適正化の推進
- 飲食店でのテイクアウト及びデリバリーサービスの増加を踏まえた衛生管理に関する事項
 - ・特に注意すべき衛生管理事項の指導の実施

□ 監視指導の強化に関する事項

- 食品等の一斉取締り（夏期、年末）
- 食品衛生月間（8月）
- 食品表示適正化強化月間（8月、12月）
- 放射性物質基準値超過の特用林産物等への対策

2 食品等の検査に関する事項(P.9,10)

□ 収去検査実施計画及び内容

- ・県内で生産・製造・加工・販売される食品等を対象に違反食品等の排除を目的に以下の項目について実施
〔規格・基準検査、有害・汚染物質（残留農薬等）検査、食中毒発生予防に資する検査、放射性物質検査等〕
- 新たな検査方法の検討等

3 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項(P.10,11)

- ・「栃木県食中毒処理要領」に基づく原因究明及び危害拡大防止を図るための迅速な対応の実施
- ・国及び都道府県等と緊密な連携を図りながら、迅速かつ的確な対応の実施

4 公表に関する事項(P.11)

- 食品衛生監視指導計画の実施状況の公表
- 一斉取締りの実施状況（夏期、年末）の公表
- 食中毒等の違反事実の公表
- 健康被害に係る事実の公表
- 放射性物質検査結果の公表

5 情報の共有及びリスクコミュニケーションに関する事項(P.11,12)

- 監視指導計画の策定に係るパブリック・コメントの実施
 - ・県ホームページ等を活用したパブリック・コメントによる県民からの意見募集の実施
- 情報の共有及びリスクコミュニケーションの実施
 - 消費者・食品等事業者への食品等による健康危害発生防止のための情報提供
 - ・県ホームページ、SNS、その他の広報媒体等を活用した情報の発信
 - ・各種イベントや県政出前講座を通じた普及啓発活動の実施
 - 消費者・食品等事業者・行政間の意見交換の推進
 - ・食の安全に関するリスクコミュニケーションの開催
- 自主回収（リコール）に関する対応
 - ・食品等のリコール情報届出制度に基づく対応及び周知

6 HACCPに沿った衛生管理を推進するための民間活力の活用に関する事項（P.12）

- 関係団体の育成、活性化の支援によるHACCPに沿った衛生管理の推進
 - 食品衛生指導員が行う巡回指導の支援
 - 食品衛生推進員制度の充実強化
- 栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎHACCP）の認証取得の推進
 - ・「HACCPサポートセミナー」等の開催による認証取得の支援
 - ・HACCPアドバイザーによるHACCPに基づく衛生管理の定着促進

7 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項(P.12,13)

- 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員等に関する事項
 - 資質の向上を図るための講習会、研修等の充実
 - 営業者に対しHACCPに関して適確に指導・助言ができるよう、資質の向上を図るための講習会の開催
 - 食品表示事例検討会の開催等による食品表示監視体制の強化
- 食品衛生の向上において重要な役割を果たす者に関する事項
 - 調理従事者等を対象とした食中毒予防の衛生講習会の実施
 - 食品衛生責任者等の資質の向上を図るための実務講習会開催への支援
 - 食品関連事業者等を対象とした食品表示制度に関する講習会の実施